ソフトウェア管理規程

改廃履歴

Rev	改廃内容	実 施 日
1. 0	ソフトウェア管理規程	2005. 07. 01
1. 1	機構改革に伴う部署変更 第3条(2)、第6条(2)、第7条(2)システム部→運用部	2006. 04. 01
1. 2	第8条 情報セキュリティ管理者→ 各部 第8条(2)検査 不正利用の改善を明記	2006. 11. 01
1. 3	第9条 改廃の決裁 社長→副社長	2008. 10. 30
1. 4	第8条 ソフトウェアの棚卸 情報セキュリティ管理責任者 →情報セキュリティ責任者	2009. 11. 18
1. 5	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
1. 6	第9条 条文の削除	2010. 08. 31
2. 0	CSIRT設置に伴う変更	2016. 09. 01
3. 0	ソフトウェア管理方法を Lanscope Cat へ移行したことに伴う変更	2022. 07. 01

目 次

第 1	重	章 総	釟 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第	1	条	目的
第	2	条	適用範囲
第	3	条	管理体制
第 2	2 重	章 ン	/フトウェア管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第	4	条	ソフトウェア利用者の遵守事項
第	5	条	ソフトウェア管理台帳の取扱
第	6	条	ソフトウェアの利用手順
第	7	条	ソフトウェアの利用中止
笙	8	冬	ソフトウェアの棚卸

ソフトウェア管理規程

規程番号 5001-0000-00-規制 定日 2005年 7月 1日

改正日 2022年 7月 1日

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 本規程は、システムに係わるソフトウェアを使用するに当たり、著作権法の遵守および、使用許諾契約を保護し、これに違反する複製行為、不正使用を防ぐために定める。

(適用範囲)

第 2 条 業務上必要となるソフトウェアのうち、一般に市販・流通しているシステムプログラム、アプリケーションプログラム、ユーティリティプログラム等のパッケージプログラムとする。

(管理体制)

- 第 3 条 管理体制は次のとおりとする。
 - (1) 運用部門の長は、各部のソフトウェア管理を統括する責任者として、次の管理業務を行う。
 - ① 著作権法、ソフトウェア使用許諾契約の遵守、周知徹底するための指導を行う。
 - ② ソフトウェアを適正に使用するため、ソフトウェアの利用および管理方法を定め、ソフトウェアの利用状況および管理状況を監督する。
 - (2) 運用部門の情報セキュリティ管理者は、次の管理を行う。
 - ① 購入ソフトウェアの使用許諾契約書、電子媒体の保管と管理。
 - ② ソフトウェア管理台帳(Lanscope Cat 上の登録情報)によるソフトウェア利用状況、およびソフトウェアライセンスの管理。
 - ③ 違法複製ソフトウェアの使用の監視。

第2章 ソフトウェア管理

(ソフトウェア利用者の遵守事項)

- 第 4 条 ソフトウェア利用者は、次のことを遵守する。
 - (1) 他社が権利を有するソフトウェアを使用する場合は、ソフトウェア利用部門が事前に使用権(ライセンス)を取得し、使用許諾契約を遵守する。
 - (2) ソフトウェア利用者の負担で購入したソフトウェアを導入し、使用することは原 則として禁止する。業務上の必要性から導入・使用する場合は、ライセンスを取得 している旨の使用許諾契約書を提示し、ソフトウェア登録申請書にて運用部門の情 報セキュリティ管理者の許可を得る。
 - (3) ソフトウェアをインターネットでダウンロードして入手することは原則として禁止する。業務上必要な場合は、ソフトウェア使用申請書にて運用部門の情報セキュリティ管理者の承認を得て運用部門にてダウンロードし、ウイルスチェックを行う。

(ソフトウェア管理台帳の取扱)

- 第 5 条 ソフトウェア管理台帳の取扱は次のとおり行う。
 - (1) 運用部門の情報セキュリティ管理者は、ソフトウェアライセンス数、利用状況などをソフトウェア管理台帳で管理し、運用部門の長に報告する。
 - (2) 業務運用上、利用形態、ライセンス数の変動がないシステムにおいては、購入時の契約書の明細等をソフトウェア管理台帳に充てることができる。

(ソフトウェアの利用手順)

- 第 6 条 ソフトウェア利用者は、ソフトウェアを利用する場合、次のとおり行う。
 - (1) ソフトウェア利用者は、ソフトウェア管理台帳にて対象ソフトウェアのライセンスの有無などを確認し、ソフトウェア使用申請書にて申請をおこなう。
 - (2) ソフトウェアを購入または、ライセンスを取得した場合、ソフトウェア登録申請 書にて申請をおこなう。
 - (3) 運用部門は、ライセンス数の変更等をソフトウェア管理台帳に反映する。

(ソフトウェアの利用中止)

- 第 7 条 ソフトウェア利用者は、ソフトウェアの利用を中止する場合、次のとおり行う。
 - (1) ソフトウェア利用者は、運用部門へソフトウェア使用申請書にて申請をおこなう。
 - (2) 運用部門は、ライセンス数の変更等をソフトウェア管理台帳に反映する。

(ソフトウェアの棚卸)

- 第 8 条 運用部門はソフトウェアの棚卸作業を年一回実施し、各部門に検査を依頼する。各部門は、検査結果をソフトウェア棚卸結果報告書にて運用部門の長へ報告する。
 - (1) 棚卸内容
 - 実装ソフトウェアとソフトウェア管理台帳との照合。
 - ② 許諾を超えての複製、導入のチェック。
 - ③ 違法複製ソフトウェアの使用のチェック。
 - (2) 検査

各部門の情報セキュリティ管理者および情報セキュリティ責任者は、棚卸で発見された不正利用について、速やかに改善し、是正結果とともに、ソフトウェア棚卸結果報告書にて運用部門の長へ報告する。